

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桂川町長 井 上 利 一

市町村名 (市町村コード)	桂川町 (404217)
地域名 (地域内農業集落名)	土師東部 (土師四・土師五・土師六・土師七)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は水田が主体のため、水稻が主要作物である。土師五地区には認定農業者がいるものの、他の地区では認定農業者がおらず、また、地域全体で農業者の高齢化が進んでいることから、新たな担い手となりうる後継者の育成を図ることが必要となっている。

地域全体では、過去に基盤整備が行われているため、持続的に農地の利用を図りながら集積・集約化を進めていく必要がある。

有害鳥獣による被害が年々増加しているため、鳥獣対策が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水稻の栽培を中心に行うが、今後は、収益性が高い生産物等も検討していく必要がある。

今後農地の集約化を進めるには、地域内の担い手だけでなく、近隣地域の担い手を含めた集積・集約化が必要と考えられる。

また、有害鳥獣からの被害を防ぐため、地域全体での検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	113.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.20 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としており、保全・管理等が行われるところは、農地転用予定の農地である。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、支障がない範囲で、近隣地域など他の農業を担う者による農地利用も進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地権者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理機構を通じて集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
過去に基盤整備が行われているが、経年劣化により水路等への影響が出ている箇所がある。作業負荷の軽減や効率化対策も含め検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体や、新たな新規就農者を受け入れる体制を整備し、関係機関と連携しながら取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点での農業支援サービス事業者等への農作業委託は予定していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策のための防止柵の新設や修繕を行うとともに、猟師による捕獲を継続する。
 ⑦耕作放棄地を増やさないため、地域全体で農地の適切な保全管理を継続する。